

はずむ！スポーツ教室実施業務委託仕様書

第1 目 的

本業務は、幼児から高齢者まで、誰でも気軽に参加できるスポーツ教室を年間を通じて開催し、市民のスポーツに親しむきっかけづくり、運動習慣の定着や運動実施率の向上を図ることを目的とする。

第2 期 間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

第3 委託業務内容

1 健康運動教室

- (1) 目 的 普段運動する機会の少ない市民（主に高齢者）を対象に、気軽にできる運動教室を開催し、運動能力の低下を防ぐとともに健康づくりと社会参加を図る。
- (2) 内 容 有酸素運動（簡単な筋トレやストレッチ等）
- (3) 定 員 1回につき45名程度
- (4) 回 数 25回
- (5) 開催場所 CNAアリーナ★あきた（市立体育館）
スミケンアリーナ（茨島体育館）
- (6) そ の 他
ア 受講者の個人簡易カルテ（健康チェックシート）を作成し、継続した運動成果を把握できるようにすること。
イ 事業における集客活動を積極的に行うこと。

2 親子なかよし体操教室

- (1) 目 的 就学前の子どもたちが、親子のコミュニケーションを深めながら基本的な運動習慣を身につけることができるよう、親子で楽しむ運動と遊びの教室を開催し、子どもの健康と体力づくりを図る。
- (2) 内 容 親子がペアとなった運動遊び等
- (3) 定 員 1回につき45名程度（約22組）
- (4) 回 数 6回
- (5) 開催場所 CNAアリーナ★あきた（市立体育館）
- (6) そ の 他
ア 受講者の個人簡易カルテ（健康チェックシート）を作成し、継続した運動成果を把握できるようにすること。
イ 事業における集客活動を積極的に行うこと。

3 生き生き健康スポーツ教室

- (1) 目 的 一般市民を対象とした健康づくりに関する教室を開催し、運動能力の低下を防ぐとともに、運動習慣の定着や社会参加を図る。
- (2) 内 容 エアロビクス、ヨガ、ストレッチ等
- (3) 定 員 1回につき45名程度
- (4) 回 数 30回
- (5) 開催場所 CNAアリーナ★あきた（市立体育館）
スミケンアリーナ（茨島体育館）
- (6) そ の 他
ア 受講者の個人簡易カルテ(健康チェックシート)を作成し、継続した運動成果を把握できるようにすること。
イ 事業における集客活動を積極的に行うこと。

4 冬期間スポーツ教室

- (1) 目 的 身体を動かす機会が減少する冬に、市民が気軽に参加できるスポーツ教室を開催し、健康増進と外出の機会を提供し、冬期間における運動の習慣化を図る。
- (2) 内 容 軽スポーツ等
- (3) 定 員 1回につき30名程度
- (4) 回 数 15回
- (5) 開催場所 CNAアリーナ★あきた（市立体育館）
スミケンアリーナ（茨島体育館）
- (6) そ の 他
ア 受講者の個人簡易カルテ(健康チェックシート)を作成し、継続した運動成果を把握できるようにすること。
イ 事業における集客活動を積極的に行うこと。

5 幼児スポーツ教室

- (1) 目 的 市内保育施設および幼稚園の年長園児を対象とし、仲間と一緒に複数種目の運動を体験することで、スポーツの楽しさを感じてもらおうとともに、幼児期において運動に必要な基本動作の習得を図る。
- (2) 内 容 運動遊び(投・走・跳等)5種目程度
- (3) 定 員 1回につき130名程度
- (4) 回 数 7回
- (5) 開催場所 CNAアリーナ★あきた（市立体育館）
- (6) そ の 他 事業における集客活動を積極的に行うこと。

第4 日 程

各教室の開催日については本市と協議の上で決定し、年間予定表を作成し計画的に実施すること。

第5 従事者の職種および人数

下記の職種および人数を配置し、従事させることとする。ただし、幼児スポーツ教室においては、運動指導補助従事者を10名とする。

なお、事業実施者で従事者を追加することは差し支えない。

職 種	業 務	人 数
<ul style="list-style-type: none">・健康運動指導士・日本エアロビック連盟キッズ・ジュニアエアロビック指導員・日本マタニティフィットネス協会認定インストラクター・教員免許(保健体育) 上記のいずれかの資格を有する者 <ul style="list-style-type: none">・日本スポーツ協会公認スポーツプログラマー (必須)・救命救急講習(AED研修)を修了した者 (必須)	運動指導 主務	1名
<ul style="list-style-type: none">・救命救急講習(AED研修)を修了した者 (必須)	運動指導 補助	1名

第6 記録の作成

事業の実施に当たっては、次の書類を作成し、利用者の把握および事業実施状況の記録を行うものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 受講者へのアンケート調査等の結果に関する書類
- (3) 受講者の傷害保険の加入状況に関する書類
- (4) 受講者受付名簿 (受講者の緊急連絡先が記載されているもの)
- (5) その他、運営上必要な書類

第7 報 告

月ごとの事業実施報告書を提出するものとする。

第8 個人情報

提供された個人情報および事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、受講者の個人情報が記載された書類は、事業終了後1か月間保管した後、破棄すること。

第9 安全管理体制

- 1 事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備する。
- 2 緊急時の対応を考慮し、常時2名を配置するものとする。
- 3 事業実施の際は、AEDを常備し、救急救命講習（AED研修）を修了した者を必ず配置する。
- 4 受講者の傷害保険については、事業実施者が加入等の手続きを行うこととする。ただし、参加団体(幼稚園等)においてすでに傷害保険に加入している場合は、この限りではない。

第10 その他

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）で規定する新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合には、事業内容を変更することがある。その場合は、本市と協議の上、決定する。
- 2 本仕様書で定めること以外の必要な事項については、本市と協議の上、決定する。